

～消費者注意情報～

街でモデルにスカウトされたのは、脱毛の契約が目的？

～モデル事務所紹介の美容クリニックで高額な契約をさせられた～

(平成28年6月16日)

相談事例

街で雑誌編集者だという女性から「読者モデルにならないか」と声をかけられ、スナップ写真の撮影後、名前や携帯電話番号等を伝えた。その夜、モデルの登録のため事務所に来てほしいと電話があり、翌日出向くと、美容師がモデルを探す冊子に写真を掲載するので、カットモデルの仕事ができると説明された。最後に「モデルは美しくなるために美容クリニックに通っている。あなたも体験しないか。」と脱毛の無料体験を勧められ、美容クリニックを紹介された。美容クリニックで体験後、自己処理は体に良くないと言われ、レーザー脱毛を勧められた。本来は100万円以上だが半額にするとと言われて、契約してしまった。しかしその後、カットモデルの仕事の連絡はなく、高額な脱毛契約をさせる口実だったのではないかと思い始めた。毎月の支払いが負担であり、もともと脱毛の契約をするつもりはなかったので解約したい。 (20歳代 女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 街で声をかけられても、安易に応じたり、個人情報をお教えたりしないで！

「モデルのスカウトをしている」「カットモデルにならないか」などと声をかけられ、話を聞くだけのつもりが、氏名や携帯電話番号などの連絡先を登録させられ、後から商品やサービスの勧誘を受けたという相談が寄せられています。個人情報を安易に教えるのはトラブルの素です。注意しましょう。

★ 「無料」という甘い誘いに気を付けて！

「無料だから」と軽い気持ちでサービスを受けた後、有料の契約を勧められ、断りきれず高額な契約をしてしまったが解約したいという相談が多く寄せられています。その場の雰囲気にならされず、勧められたサービスは本当に自分に必要か、価格は妥当かなど、じっくり検討すべきです。その場ですぐに契約せず、慎重に判断しましょう。

★ 複数の人物が勧誘に関わる「劇場型勧誘」に騙されないで！

カットモデルの登録は、脱毛の契約につなげる口実だった可能性もあります。本事例に限らず、定められたシナリオに沿って複数の人物が言葉巧みに勧誘し、当初の話とは別の契約を結ばせた疑いのある相談が増えています。不審な勧誘に疑問を感じたら、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

＜悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください＞

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。